平成２８年（フ）第１８号
富山県下新川郡朝日町沼保977番地１
債務者　後藤由美子
１　決定年月日時　平成28年10月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２８年（フ）第２６７号
山梨県甲府市貢川２丁目２番11号
債務者　松場　幸子
１　決定年月日時　平成28年10月25日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４２号
岐阜県高山市花里町４丁目68番地６
債務者　田中　惠子
１　決定年月日時　平成28年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２８年（フ）第８３７号
名古屋市熱田区幡野町10番７号　グレイス幡野102号
債務者　上島　陽子
１　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４７号
滋賀県蒲生郡竜王町大字山中1083番地
債務者　山田　昌子
１　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１５４号
滋賀県彦根市古沢町1244番地５
債務者　奥村塗装こと　奥村　　明
１　決定年月日時　平成28年10月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第３８６号
兵庫県姫路市広畑区早瀬町１丁目44番地、従前の住所兵庫県姫路市広畑区早瀬町２丁目57番地
債務者　鐵　　秀子
１　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１５２号
奈良県天理市平等坊町199番地８
債務者　くるみこと　野村　実希
１　決定年月日時　平成28年10月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２５２号
奈良市古市町31番地の25
債務者　池田　裕二
１　決定年月日時　平成28年10月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２５８号
奈良市石木町669番地　サンコート城庄Ｃ棟102号
債務者　内田　　興
１　決定年月日時　平成28年10月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２６２号
奈良県奈良市八条１丁目808番地の１
債務者　西口　一貴
１　決定年月日時　平成28年10月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２６３号
奈良県奈良市八条１丁目808番地の１
債務者　西口　安希
１　決定年月日時　平成28年10月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２７０号
奈良市平松１丁目18番19―202号
債務者　茨木　　崇
１　決定年月日時　平成28年10月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２７３号
奈良県天理市岩室町51番地１　ｇｏｏｄｈｉｌｌ2008　201号
債務者　長井麻理子
１　決定年月日時　平成28年10月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２８９号
奈良市芝辻町３丁目８番38―３号
債務者　辻本喜久子
１　決定年月日時　平成28年10月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３００号
奈良市東九条町960番地　県住姫寺団地１―106号
債務者　大畑　仁美（旧姓花森）
１　決定年月日時　平成28年10月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３０５号
奈良県大和郡山市東岡町45番地13　サンライズヤマト401号室
債務者　富士　義夫
１　決定年月日時　平成28年10月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
奈良地方裁判所